

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府宮津市字須津413					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	日本冶金工業株式会社 大江山製造所 所長 山崎 重信					
事業者の主たる業種	フェロアロイ製造業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ~ 平成23年 3月					
基本方針	ISO14001に基づく環境マネジメントシステム運用により、エネルギー及び地球温暖化ガスの排出抑制に努める。					
推進体制	ISO14001運用による環境推進委員会を開催して進捗を管理している。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001:2004				
	適用範囲	フェロニッケル製造に係る事業活動				
	取得年月日	平成13年11月22日				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20~22年度	工場敷地	工場敷地内緑化実施によりCO2の吸収を図る			
	20年度	更新設備	エアコン、ショベルローダー等設備更新により省エネを図る			
	20~22年度	原料	高品位リサイクル原料使用によるエネルギー原単位の改善			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （平成22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	172,184 t	167,070 t	-3.0 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	18,937 t	18,937 t	0.0 %		
	排出合計	*1 191,121 t	*2 186,007 t	-2.7 %		
	目標設定の考え方	エネルギー起源燃料及び電気を前年度1%削減することにより二酸化炭素を削減する。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	工場	二酸化炭素換算 フェロニッケル生産量	3.39	3.32	-1.9 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	主生産品目であるフェロニッケル生産量（t）を原単位の指標とする。目標年度における数値は輸入鉱石品位低下による生産量減を考慮したものである。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分		目標年度（計画）			
			取組量等	（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	削減量等合計			*3		t
差引排出量 （排出合計 - 削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
		*1 191,121 t	(*2)-(*3) 186,007 t	-2.7 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1. 太陽光発電設備導入による電力削減と地域住民との勉強会により地域全体で温暖化防止に努める。 2. 工場敷地内の緑化推進及びその保全により温暖化防止に努める。 3. リサイクル資源を積極活用し、パーズンエネルギー及びCO2の削減に努める。					
特記事項	平成22年4月1日合併により「株式会社YAKI N大江山」から「日本冶金工業株式会社 大江山製造所」へ社名変更したため計画書の変更を実施します。					

注 1 該当する には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。